

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月18日	
長崎市長 殿	
提出者	
住 所 長崎県長崎市飽の浦町5番3号	
氏 名 三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社	
西日本建設統括部統括部長 安井 広宣	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 095-818-0600	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社西日本建設統括部
事業場の所在地	長崎県長崎市飽の浦町5番3号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業（日本標準産業分類 中区分）
②事業の規模	143億円(西日本建設統括部)
③従業員数	120人(西日本建設統括部)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 社内での発生は、廃蛍光灯、使用済乾電池、廃プラ、油ウェス等で、重量的には僅少であり、特に発生抑制の対象とする程の量ではありません。 ・ 社外(現場等)での発生は、殆どが工事の請負に伴うものであり、基本的に当社で産廃発生量のコントロールはできませんが、分別の徹底で有価物を抽出するなど、産廃の発生量抑制に努めています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 対応が可能な取り組みは既に実施済ですが、更に分別等の徹底等に努め、産廃の排出抑制に努めます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現地工事での金属類については、徹底した分別を実施しています。 ・ 解体工事においては、すべての分別を確実に実施しています。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 対応が可能な産業廃棄物分別の取り組みは既に実施済ですが、更にきめ細かい対応に努めます。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

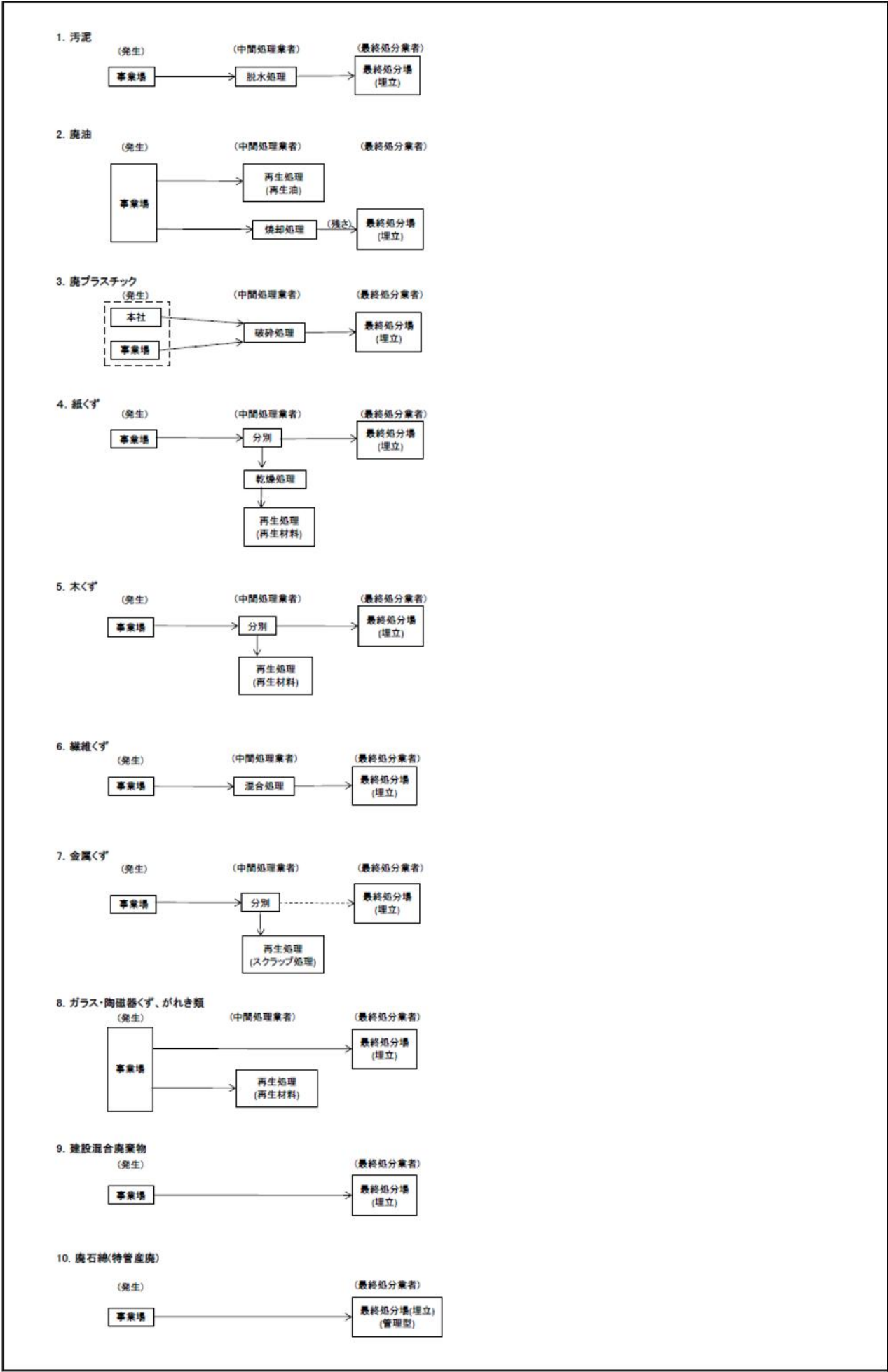
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 産廃の処理は、これまでの取引実績のある、安心して委託できる処理業者を主体に、継続して委託しています。 ・ 社内でチェックリストを作成して、契約前や契約期間中の産廃処理業者の現地確認の際に使用するよう体制を整えた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 当社としては産業廃棄物の処理委託に関して、優良認定処理業者を採用するようにしています。 ・ その他、特に新しい取り組みは考えていません。		
※事務処理欄			

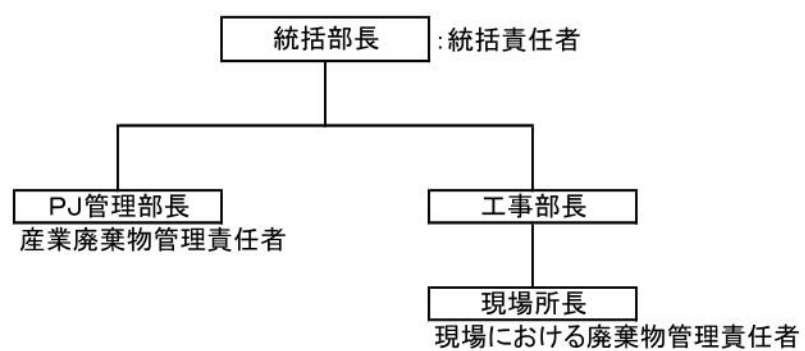
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



別添 2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量
計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行なった(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量		処理の委託									
	排 出 量				自ら熱回収を行なった(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への処 理 委 託 量		再生利用業者への処 理 委 託 量		認定熱回収業者への処 理 委 託 量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	0.01	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
廃油	1.74	1.57	—	—	—	—	—	—	—	—	1.74	1.57	1.74	1.57	1.74	1.57	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	42.43	38.19	—	—	—	—	—	—	—	—	42.43	38.19	42.43	38.19	42.43	38.19	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	4.35	3.92	—	—	—	—	—	—	—	—	4.35	3.92	4.35	3.92	4.35	3.92	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	153.86	138.47	—	—	—	—	—	—	—	—	153.86	138.47	131.86	118.67	153.86	138.47	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.12	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	0.12	0.11	0.12	0.11	0.12	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	66.56	59.90	—	—	—	—	—	—	—	—	66.56	59.90	66.56	59.90	66.56	59.90	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	30.52	27.47	—	—	—	—	—	—	—	—	30.52	27.47	30.52	27.47	30.52	27.47	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	150.30	135.27	—	—	—	—	—	—	—	—	150.30	135.27	150.30	135.27	150.30	135.27	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	4,310.22	3,879.20	—	—	—	—	—	—	—	—	4,310.22	3,879.20	1,333.92	1,200.53	4,310.22	3,879.20	0.00	0.00	0.00	0.00
アス・コン片	1,143.84	1,029.46	—	—	—	—	—	—	—	—	1,143.84	1,029.46	230.44	207.40	1,143.84	1,029.46	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	88.80	79.92	—	—	—	—	—	—	—	—	88.80	79.92	88.80	79.92	88.80	79.92	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(安定型)	12.74	11.47	—	—	—	—	—	—	—	—	12.74	11.47	12.74	11.47	12.74	11.47	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	160.78	144.70	—	—	—	—	—	—	—	—	160.78	144.70	160.78	144.70	160.78	144.70	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物	67.52	60.77	—	—	—	—	—	—	—	—	67.52	60.77	67.52	60.77	0.85	0.77	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	613.00	551.70	—	—	—	—	—	—	—	—	613.00	551.70	613.00	551.70	613.00	551.70	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	6,846.79	6,162.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,846.79	6,162.13	2,935.08	2,641.59	6,780.12	6,102.13	0.00	0.00	0.00	0.00